

延岡市空き家等バンク流通促進補助金交付要綱

令和5年4月24日施行

令和7年4月1日改正

令和8年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、「延岡市空き家・空き店舗・跡地バンク」制度要綱（平成27年3月制定。以下「バンク要綱」という。）第2条第3号に規定する延岡市空き家・空き店舗・跡地バンク（以下「空き家等バンク」という。）に登録した不動産（以下「空き家等」という。）の早期利活用及び早期流通を図り、もって利用環境の改善による不動産市場への流通を促すことにより、地域の活性化に寄与することを目的として、低廉な空き家等の仲介手数料及び不動産調査費の一部に対し、延岡市空き家等バンク流通促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。（以下「規則」という。））に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者 バンク要綱第7条に規定する登録者又は売買契約等により空き家等を譲り受けた者であって、当該空き家等の所有権その他の権利を有し、当該空き家等の売却等の処分をすることができるもの（法人を除く。）をいう。
- (2) 仲介手数料 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に規定する宅地建物取引業者（延岡市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主に限る。以下同じ。）が、空き家等の売買等の代理又は媒介に関して受けることができる報酬をいう。
- (3) 不動産調査費 空き家等のうち、売主が無償での譲渡を希望した空き家又は物件調査の結果、不動産評価額が0円になった空き家等について宅地建物取引業者による調査等に要した費用をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす所有者とする。

- (1) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号の暴力団関係者でないこと。
- (2) 過去に本補助金の交付を受けた者でないこと。
- (3) 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）その他公租公課の滞納者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる

費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(1) 売買契約が成立した空き家等のうち、当該売買契約の額が 800 万円以下（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のものに係る仲介手数料

(2) 贈与契約が成立した空き家等の不動産調査費

2 前項の規定にかかわらず、法令に基づく給付その他の補助制度により、補助金以外の金員の交付を受ける場合には、補助対象経費から当該金員の額を除くものとする。

（補助金額等）

第 5 条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 仲介手数料 補助対象経費の 10 分の 8 に相当する額。ただし、20 万円を補助の上限額とする。

(2) 不動産調査費 補助対象経費の 10 分の 8 に相当する額。ただし、10 万円を補助の上限額とする。

2 仲介手数料に係る補助金の交付にあつては、同一空き家等につき当該空き家等の売主及び買主ごとに 1 回を限度とする。

3 不動産調査費に係る補助金の交付にあつては、同一空き家等につき当該空き家等の譲渡人に対してのみとする。

（交付の申請）

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、延岡市空き家等バンク流通促進補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、次条各号に掲げる期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 仲介手数料又は不動産調査費を支払ったことを証する書類

(2) 空き家等に係る売買等の契約書の写し、又は贈与契約書の写し

(3) 市税等の完納証明書

(4) 媒介契約書の写し（仲介手数料に係る補助金を受けようとする場合に限る。）

(5) 重要事項説明書の写し（不動産調査費に係る補助金を受けようとする場合に限る。）

(6) 土地・建物の全部事項証明書

(7) その他市長が必要と認める書類

（交付の申請期間）

第 7 条 前条の補助金の交付の申請は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める期間内にしなければならない。

(1) 仲介手数料 空き家等の売買契約等を締結した日から起算して 1 年 3 カ月を経過する日までの期間

(2) 不動産調査費 空き家等の贈与契約等を締結した日から起算して 1 年 3 カ月を経

過する日までの期間

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、当該申請に係る補助金の交付が法令等及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助金の交付を受けようとする事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは延岡市空き家等バンク流通促進補助金交付決定通知書により、補助金を交付することが不適当と認めたときは延岡市空き家等バンク流通促進補助金不交付決定通知書により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、この要綱の適正な執行に必要と認められる範囲内において、前項の通知に条件等を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第2項に規定する延岡市空き等バンク流通促進補助金交付決定通知書を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容に不服があるときは、次条に規定する請求書を提出する日の前日までに申請の取下げをすることができる。

2 申請者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、延岡市空き家等バンク流通促進補助金交付申請取下届を市長に提出しなければならない。

3 前項に規定する取下届の提出があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、第8条第2項に規定する延岡市空き等バンク流通促進補助金交付決定通知書を受領した後において、延岡市空き家等バンク流通促進補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(手続の特例)

第11条 補助金の交付については、次に掲げる手続を省略するものとする。

(1) 規則第3条第1項に規定する事業計画書及び収支予算書並びに規則第12条第1項第1号に規定する収支計算書の添付

(2) 規則第13条第1項の規定による補助金の額の確定

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、令和5年4月1日以降に売買契約等を締結した空き家等について、適用するものとする。
- 2 この要綱に基づく補助金の交付は、令和11年1月末日までに第10条に規定する延岡市空き家等バンク流通促進補助金請求書の提出があったものに限る。ただし、空き家等バンクの利用状況を勘案し、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年3月末日までに売買契約等を締結したものにあっては、従前の例による。
- 3 改正前の延岡市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、改正後の要綱の規定による様式とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年3月末日までに締結した売買契約等に係る仲介手数料については、従前の例による。
- 3 改正前の延岡市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、改正後の延岡市空き家等バンク流通促進補助金交付要綱の規定による様式とみなす。